

意見募集を実施した際の省令（案）からの変更点

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	第四条第一項第一号	・「次条第四号において同じ」を削除し、「海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細」と修正する。	技術的修正
2	第五条	・第五条第一号から第七号までを削除し、「法第百七条第三項の許可証は、様式第三に <u>よる</u> ものとする。」に修正する。	技術的修正
3	第六条第二号	・「次に掲げる」を削除し、「法第百七条第一項の許可を受けた者（ハの場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（ニの場合にあっては、発見した許可証）を経済産業大臣に返納しなければならない。」と修正する。	技術的修正
		・「探査の期間内に探査を終了したとき。」と修正する。	技術的修正
4	第七条第一号	・「その」を削除し、「水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。） <u>が地下</u> に設けられていると認められる場所又はその付近において探査を行う場合にあっては、当該探査によって水管等を損傷することがないように適切な措置を講ずること。」と修正する。	技術的修正
5	第八条第二項	・「法第百七条第二項第二号又は」を削除し、「 <u>第三条第一項各号</u> に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に当該変更後の <u>同条</u> 第一項の図面を添えなければならない。」と修正する。	技術的修正
6	第十一条第二項	・「法第 <u>百十二条第一項</u> の合併又は分割の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。」と修正する。	技術的修正
7	第十三条	・「法第百十五条に規定する報告は、様式第十に次に掲げる事項を記載した書面並びに探査によって得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を添えて行うこととする。」と修正する。	技術的修正
8	様式1（第3条第1項関係）	・8～10行目について、「下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第107条第1項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第108条第2号イから <u>チ</u> までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。」と修正する。	御意見1を踏まえた修正
		・記載事項1について、「申請 <u>の</u> 区域の所在地」と修正する。	御意見1を踏まえた修正
		・記載事項3（4）について、「探査を行おうとする区域における危険	技術的修正

		を防止するために講ずる必要な措置に関する事項」と修正する。	
		・記載事項4（1）について、「海域において探査を行おうとする場合にあっては、 <u>当該</u> 探査の用に供する船舶（ <u>当該</u> 探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細」と修正する。	技術的修正
		・記載事項4（1）②について、「船舶の所有者の氏名 <u>又は名称</u> 、住所及び電話番号」と修正する。	技術的修正
		・記載事項4（2）探査の用に供する装置及び機器の詳細①について、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和6年経済産業省令第 号）」を削除し、「①地震探査法 <u>又は第2条第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの</u> 」と修正する。	技術的修正
		・記載事項4（2）探査の用に供する装置及び機器の詳細②・③について、「その他に」及び「③ ①②で使用する装置の仕様、個数等」を削除し、「② 使用する主要な装置 <u>及び機器、これらの仕様並びに個数等</u> 」と修正し、4（2）②とする。	御意見1を踏まえた修正及び技術的修正
		・備考2について「「3（3）計画の目標」には、 <u>陸域、海域別の測線長、探査方法など</u> の探査の内容を記載し、探査で求める成果を記載すること。」と修正する。	技術的修正
		・備考3について、「和暦による」を削除し、「法第108条第2号イから <u>ちまでの</u> いずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに <u>申請者が法人である場合</u> にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、当該書面には、申請者が法人である場合にあっては、 <u>当該法人の役員</u> の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、 <u>申請者が個人である場合</u> にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。」と修正する。	技術的修正
9	様式2（第3条第1項関係）	・記載事項4について、「（平成14年国土交通省告示第9号で定めるものをいう。）」を削除し、「平面直角座標系の系番号」とする。	技術的修正
		・備考1について、「代表者の氏名の欄は、申請者が法人 <u>である</u> 場合に記載すること。」と修正する。	技術的修正
		・備考3について、「探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則10,000分の1とすること。ただし、10,000分の1 <u>とすると</u> 区域が明示し難い <u>場合には</u> 、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。」と修正する。	技術的修正
		・備考4について、「探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の50,000分の1地形図が発行されている <u>場合には</u> 、その地形図の図名を記載すること。さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が、当該地形図を4等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。」と修正する。	技術的修正
		・備考6について、「かつ色」の表記を「褐色」に修正する。	技術的修正
		・備考8について、「 <u>図面の作成に当たっては</u> 、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨 <u>その他</u> の退色	御意見1を踏まえた修

		し、又は消失しないものを用いること。」と修正する。	正及び技術的修正
10	様式3 (第5条関係)	・表について、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令 (令和6年経済産業省令第 号)」を削除し、「地震探査法又は 第2条 第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの」と修正する。	技術的修正
		・備考1について、「代表者の氏名の欄は、申請者が法人 である 場合に記載すること。」と修正する。	技術的修正
		・備考2について、「を」を削除し、「船舶の名称及び船舶番号は、海域において探査を行おうとする場合に 記載する 。」と修正する。	技術的修正
11	様式4 (第6条第1号関係)	・記載事項2について、「再交付を 申請する 理由」と修正する。	技術的修正
		・備考1について、「代表者の氏名の欄は、申請者が法人 である 場合に記載すること。」と修正する。	技術的修正
		・備考2について、「当該申請とともに、」を削除し、「申請の理由が許可証の汚損であるときは、 汚損 した許可証を返納すること。」と修正する。	技術的修正
12	様式5 (第8条第1項関係)	・備考1について、「代表者の氏名の欄は、申請者が法人 である 場合に記載すること。」と修正する。	技術的修正
		・備考2について、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第107条第2項第2号又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令 (令和6年経済産業省令第 号)」を削除し、「この申請書には、 第3条 第1項各号に掲げる事項に変更がある場合には、当該変更後の同項の図面を添えること。」と修正する。	技術的修正
		・備考2について、「の」を削除し、「探査許可証の記載事項に係る変更 を行おうとする場合には 、当該 変更 申請に併せて当該探査許可証を 提出 すること。」と修正し、備考3とする。	技術的修正
		・上記修正に伴い、備考3「用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を備考4に修正する。	技術的修正
13	様式6 (第10条第1項関係)	・備考1について、「代表者の氏名の欄は、申請者が法人 である 場合に記載すること。」と修正する。	技術的修正
		・備考2について、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令 (令和6年経済産業省令第 号)」及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令」を削除し、「この届出書には、 第9条 第3号に掲げる事項 の変更 がある場合 には 、当該変更後の 第3条 第1項の図面を添えること。」と修正する。	技術的修正
		・備考3について、「の」を削除し、「探査許可証の記載事項に係る変更の届出 を行おうとする場合には 、当該 変更 の届出に併せて当該探査許可証を 提出 すること。」と修正する。	技術的修正
14	様式第7 (第11条第1項関係)	・記載事項1について、「合併により消滅する法人及び合併後存続する法人 又は 合併により設立される法人の名称及び住所」と修正する。	技術的修正

		<ul style="list-style-type: none"> 備考1及び2について、「当該書面には、<u>合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。</u>」と修正し、備考1とする。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 備考3について、「の」を削除し、「申請に併せて、<u>探査許可証を提出</u>すること。」と修正し、備考2とする。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 上記修正に伴い、備考4「用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を備考3に修正する。 	技術的修正
15	様式第8（第11条第1項関係）	<ul style="list-style-type: none"> 備考1及び2について、「当該書面には、<u>分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。</u>」と修正し、備考1とする。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 備考3について、「の」を削除し、「申請に併せて、<u>探査許可証を提出</u>すること。」と修正し、備考2とする。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 上記修正に伴い、備考4「用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を備考3に修正する。 	技術的修正
16	様式第9（第12条第1項関係）	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項1について、「申請者の氏名及び住所並びに」を削除し、「<u>被相続人との続柄</u>」と修正する。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 備考1及び2について、「当該書面には、氏名、氏名のふりがな、<u>生</u>年月日、性別、住所及び役職を<u>記した表を添付</u>すること。」と修正し、備考1とする。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 備考3について、「の」を削除し、「申請に併せて、<u>探査許可証を提出</u>すること。」と修正し、備考2とする。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 上記修正に伴い、備考4「用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を備考3とする。 	技術的修正
17	様式10（第13条関係）	<ul style="list-style-type: none"> 申請本文について、「関係書面並びに」を削除し、「下記のとおり、<u>探査</u>によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、探査の結果を報告します。」と修正する。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 備考1について、「代表者の氏名の欄は、申請者が法人<u>である</u>場合に記載すること。」と修正する。 	技術的修正
18	様式11（第14条関係）	<ul style="list-style-type: none"> 裏面記載事項について、「抜すい」の表記を「<u>抜粋</u>」と修正する。 	技術的修正
		<ul style="list-style-type: none"> 裏面記載事項について、「<u>5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</u>」を追記する。 	御意見2を踏まえた修正
		<ul style="list-style-type: none"> 備考について、「用紙の大きさは、日本産業規格<u>B8</u>とすること。」と修正する。 	御意見2を踏まえた修正